

宮崎市告示第 351 号

このことについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 23 日

宮崎市長 清山 知憲

1 委託業務名等

業 務 委 託 名	外国人相談窓口における電話及びビデオ通訳等業務委託
業 務 概 要	外国人相談窓口において、日本語による意思疎通が困難な外国人住民等からの電話や来訪があった際に、多言語で対応可能な電話通訳並びにビデオ通訳及び A I 翻訳機能を有するタブレット端末を導入する。
場 所	宮崎市
契 約 期 間	令和 6 年 5 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 本業務に係る担当課

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号

宮崎市 総合政策部 国際政策課

TEL 0985 - 42 - 2005 FAX 0985 - 29 - 6547

3 資格要件

本業務の一般競争入札に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
③	宮崎市税及び国税について滞納がないこと。

④	宮崎県内に特別徴収義務のある事務所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付していること。
⑤	本業務の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年2月7日告示第19号）による指名停止を受けていない者であること。
⑥	過去3年間の間に、自治体、官公庁及び自治体又は官公庁が設立した機関若しくはそれに準ずる機関等を契約相手として、別紙「仕様書」と内容を同じくするサービスを提供していること。

4 入札参加手続等

受付期間	公告日から令和6年5月8日（水）午後5時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く）
提出先	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総合政策部 国際政策課 TEL：0985 - 42 - 2005 FAX：0985 - 29 - 6547
提出方法	郵送
提出書類	<p>ア 一般競争入札参加申込書</p> <p>イ 入札保証金納付額申告書兼返還用振込先届出書 ・返還振込先通帳の表紙と表紙裏面の写しを添付してください。</p> <p>ウ 登記事項証明書（写し可） ・登記している法務局の発行する登記事項証明書を提出してください。 ・現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。 ・発行日付は、申込受付日より2ヶ月以内のもの。</p> <p>エ 業務受託実績申告書</p> <p>オ 受託実績を証明する書類（契約書の写し又は履行証明書等）</p> <p>カ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書</p> <p>キ 納税証明書（「その3」、「その3の2」、「その3の3」のいずれか） （写し可） ・所轄税務署発行のもので、発行日付は申込受付日より2ヶ月以内のもの。</p> <p>ク 滞納無証明書（原本）※宮崎市に事業所がある場合のみ ・宮崎市発行のもので、発行日付は申込受付日より2ヶ月以内のもの。</p>

	<p>※ア、イ、エ、カはホームページに様式を掲載。</p> <p>※参加申込書の提出時において宮崎市競争入札参加資格名簿に登録されている事業所は、ウ、カ、キ、クの提出は不要です。</p>
配 布 方 法	宮崎市ホームページに掲載
入 札 保 証 金	<p>○入札保証金納付額の申告について</p> <p>入札に参加するためには、事前に入札保証金を納める必要があります。入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の5以上の金額を「入札保証金納付額申告書兼返還用振込先届出書」（提出書類 イ）に記入し、令和6年5月8日（水）午後5時までに一般競争入札参加申込書等と一緒に提出してください。</p> <p>○入札保証金の納付について</p> <p>入札保証金は、「入札保証金納付額申告書兼返還用振込先届出書」（提出書類 イ）の申告額に基づき市が発行する「宮崎市納入通知書兼領収書」により納めていただきます。宮崎市の公金収納取扱金融機関の窓口で納付を行い、領収証の写しを宮崎市国際政策課宛てにメールで開札日時（令和6年5月17日（金）午前11時15分）までにお送りください。なお、参加申込期間後に納付額を変更することはできません。</p> <p>入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない場合は、入札が無効となります。十分に留意して入札保証金の納付額を申告してください。</p> <p>○入札保証金の還付について</p> <p>落札した方の入札保証金は契約締結後に、落札しなかった方の入札保証金は入札の日から2～3週間程度を目処に「入札保証金納付額申告書兼返還用振込先届出書」（提出書類 イ）に記入された振込先に還付します。（利息は付しません。）</p>

5 入札方法等について

（1）入札方法

郵便入札

（2）入札関係書類の配布

配 布 書 類	<p>ア 仕様書</p> <p>イ 質疑書（委託業務）</p> <p>ウ 入札書</p> <p>エ 入札における注意事項（郵便入札）</p>
---------	--

	オ 入札参加心得（郵便入札） カ 入札書封筒記載例 キ くじの方法
配 布 方 法	宮崎市ホームページに掲載

(3) 仕様書等に関する質疑について

受 付 期 間	公告日から令和6年4月30日（火）正午まで
質疑書の提出先	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総合政策部 国際政策課 TEL：0985 - 42 - 2005 FAX：0985 - 29 - 6547 E-mail：01kikaku-in@city.miyazaki.miyazaki.jp
質疑に関する 回 答	令和6年5月2日（木）までに、宮崎市ホームページに掲載。

(4) 現場説明会
実施しない

(5) 入札日程

	日時等	場所・留意事項等
入 札 書 受 付 期 日	令和6年5月16日（木） 午後5時（必着）	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総合政策部 国際政策課 ※一般書留郵便又は簡易書留郵便で送付すること。
開 札 日 時	令和6年5月17日（金） 午前11時15分	宮崎市役所 第二庁舎3階 契約課 第一入札室

(6) その他

入 札 の 無 効	宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
-----------	--

6 落札者の決定方法

規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格で入札をした者を落札

者として決定する。

掲示終了 令和6年5月20日